

瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第5号

瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年瀬戸市規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第11条 条例別表第1の10の項の規則で定める事務は、瀬戸市 <u>高齢者</u> 日常生活用具給付事業実施要綱第1条に規定する <u>高齢者のみで暮らし世帯</u> に対して、日常生活用具を給付する老人日常生活用具の給付に関する事務とする。	第11条 条例別表第1の10の項の規則で定める事務は、瀬戸市 <u>老人</u> 日常生活用具給付事業実施要綱第1条に規定する <u>ひとり暮らし老人等</u> に対して、日常生活用具を給付する老人日常生活用具の給付に関する事務とする。
第35条 条例別表第2の10の項の規則で定める事務は、瀬戸市 <u>高齢者</u> 日常生活用具給付事業実施要綱第2条に規定する給付の <u>対象世帯</u> とする要件に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、当該 <u>対象世帯</u> に属する者に係る地方税関係情報とする。	第35条 条例別表第2の10の項の規則で定める事務は、瀬戸市 <u>老人</u> 日常生活用具給付事業実施要綱第2条第2項に規定する給付の <u>対象者</u> とする要件に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、当該 <u>対象者又は対象者</u> と同一の <u>世帯</u> に属する者に係る地方税関係情報とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。